

「三位一体改革で拡大した自治体間の財政力格差（地方財源の偏在）拡大の是正は継承しなければならない」について

平成26年4月1日
参議院議員 平野達男

消費税が、4月1日より5%から8%になりました。社会保障制度予算が大きく膨らむ一方、毎年度多額の借金を積み重ねながらの財政運営を行ってきた、我が国の財政事情からすれば、止むにやまれぬ措置といえます。今後、景気に与える影響など注意深く見ていく必要があります。

この消費税は、国税だけではなく、地方消費税として、自治体の重要な財源となっています。また、国税の一部は、地方交付税となり、地方に再配分されます。消費税の3%税率引き上げに伴い、自治体の地方消費税率も1%から1.7%に引き上げられるとともに、消費税の地方交付税率も、1.18%から1.4%になります。なお、消費税1%は、2.6兆円に相当します。

地方消費税率のアップによって、地方の税収は増えることになりましたが、その増え方は一様ではなく、人口、産業が集中し一人当たりの所得が高い地域ほど、地方税収は大きく増えます。ここで、課題として浮上したのが、財政力が豊かで地方交付税に財源を全く依存しない、東京都、都区の一部などの不交付団体と、岩手県のすべての自治体のような交付団体との財政力格差の拡大です。地方財源の偏在の拡大ともいえます。この点に関しては、予算編成過程で所属する財政金融委員会で私が取り上げ、政府との問題意識は共有できておりました。

平成26年度予算では、地方税である法人住民税の一部を国税化し、これを地方交付税とする格差拡大の是正措置が導入されています。財政力の豊かな自治体の税収の一部を国税としそれを地方交付税とすることで、不交付団体から交付団体への財源移転が行われることになるわけです。

一方、2004年から2006年にかけて、三位一体改革が実施されました。その一つの柱が税源移譲でした。その税源移譲の実施にあたり、議論となったのがやはり、交付団体と不交付団体との財政力格差の是正でした。当時、私は予算委員会で、「三位一体改革は、財政力の弱い自治体をさらに弱らせ、財政力のある自治体（不交付団体）の財政力をさらに強化する政策だ」と叫びつづけました。

三位一体改革終了の翌年度である2007年度に地方法人特別税・譲与税制

度を導入します。都道府県の独自財源である法人事業税の一定部分（制度創設時は2.6兆円を想定）を国税とし、これを地方譲与税として地方に再配分するというもので、これによって税源移譲によって拡大する財政力格差を是正することになりました。ただし、この措置は、都道府県のみを対象とし税源移譲による偏在の拡大は少ないとして市町村は対象とはなりませんでした。

この措置は、「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置」と位置づけられ、格差是正、遍在性の是正手段として、暫定的な措置とされました。しかし、手段として暫定であって、三位一体改革によって発生した不交付団体、交付団体間の財政力格差の是正措置が継続される、ということです。

しかし、平成26年度予算をみて仰天してしまいました。何の前触れもなく、地方法人特別税・譲与税が3分の1縮減されることになったからです。しかも、その代償措置については全く触れられていません。三位一体改革に対応した格差是正措置を軽減してしまうもので、本制度の導入の趣旨に反するものです。恐らく、地方消費税増収増ともなう地方法人課税の見直しに際し、これに反発する東京都と総務省との間でかなりのやりとりがあった結果と想像されます。しかし、たとえそうであっても、こうした重要事項が、ほとんど説明もされず、黙って実施に移されることには大きな問題があります。

三位一体改革は県、市町村を問わず財政力の弱い自治体にとっては大変つらいものでした。県に限定されたとはいえ、その緩和、是正措置として導入された地方法人特別税・譲与税制度は、その設立の過程、趣旨からいって守っていくべきものです。

地方法人特別税・譲与税制度は、まだ3分の2が残っております。今後、消費税率は10%まであげることが予定されています。その段階で、暫定措置である本措置の取り扱いが議論されると思われれます。その場合には、政府には、しっかりと対応を求めなければなりません。

「三位一体改革で拡大した自治体間の財政力格差（地方財源の偏在）拡大の是正は継承しなければならない」は、地方法人税の改正に関連し、以上のようなことを、各自治体の皆様、関係者にも大きな関心をもっていただきたくまとめたものです。既述のように、地方法人特別税・譲与税制度は、県だけを対象としたものです。しかし、県財政と市町村財政とは、密接にかかわりますし、それ以上に、政府、総務省が財政力の弱い自治体にどのように対応するか姿勢が問われています。

参考にしていただければと思います。